

別紙様式6-2

担 保 提 供 書

税務署長 殿

年 月 日

担保提供者（納税者）

住所(所在地)

納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。

氏名(名称)

猶 予 税 額									担 保 物 件 の 表 示
年度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考	
		・ ・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
		・ ・			〃	—	〃		
		・ ・			〃	—	〃		
		・ ・			〃	—	〃		
		・ ・			〃	—	〃		
		・ ・			〃	—	〃		
		・ ・			〃	—	〃		

納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。

年 月 日

担保物件の所有者

住所（所在地）

氏名（名称）

添付書類

担保提供書の記載要領等

- 1 この担保提供書は、租税特別措置法第40条の3の4第1項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）、同法第66条の4の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》又は第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第68条の88の2第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。
- 2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。
- 3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名（記名を含む。）が必要です。
なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名（記名を含む。）は必要ありません。
- 4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る国税の年分、事業年度を記載してください。